

# 助成金交付基準

令和2年5月20日 市民文化局長決裁

## 1 助成金審査基準 <新型コロナウイルス感染症対策市民活動>

	項目	説明	評価のポイント
①	市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ できるだけ多くの市民ニーズを具体的に把握している。</li><li>○ 市民ニーズを的確に反映させた内容になっている。</li><li>○ 事業内容が独断的になっているなどの偏りがない。</li></ul>
②	効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の効果が不特定多数に波及するものになっている。</li><li>○ 多くの市民が関わり、参加できる仕組みがある。</li><li>○ 事業実施により具体的な効果が期待できるものである。</li></ul>
③	実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業計画に具体性はある。</li><li>○ 事業計画は現実的である。</li><li>○ 収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がない。</li><li>○ 事業を適切に実施できる体制が整っている。</li></ul>
④	全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業目的を実現するための手段や方法等が適切である。</li><li>○ 事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。</li><li>○ 事業全体として無理、無駄、不合理はない。</li><li>○ 事業全体が体系立っている。</li></ul>
⑤	先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組みで、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域課題解決のための問題提起やまちづくりに向けた提案が含まれている。</li><li>○ 事業を効果的に進めるための創意工夫やアイデアがある。</li><li>○ 時代を先取りした新しさがある。</li><li>○ 他の活動団体の見本となる重要な取組である。</li></ul>
⑥	発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業が一過性のものに終わらず、何らかの形で影響が持続又は普及すると考えられる。</li><li>○ 今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。</li></ul>

## 2 審査における採点・助成金配分方法

### (1) 採点方法

評価内容	大いに認められる	かなり認められる	やや認められる	やや認められない	あまり認められない	認められない
評点	6	5	4	3	2	1

全6項目×6点=36点満点/1人 ⇒ 36点×5人=180点満点

### (2) 助成金配分方法

①助成金審査基準に基づき、各審査委員が各申請事業の採点（書類審査）を行う。

②事務局で、各審査員の採点を集計し、集計表を各審査委員に送付する。

③助成金の配分については、点数順や助成枠を勘案しながら、選定する。

ア) 助成額は、団体から提出された事業計画書及び収支計画書等により、節約可能分や不用な項目を勘案し、希望額から減額することができる。

イ) 申請団体の希望する金額に満たない額の助成金を振り分けた場合は、当該団体に対して、事業実施が可能かどうかの確認を行ったうえで、助成を行う。もし、当該団体がその金額での助成を受け入れることができない場合、助成しないこととする。

(注) 上述の助成金配分方法における基準となる点（以下「基準点」という。）は、審査部会委員5人によるが、団体役員に審査員が含まれる等の止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、審査を行う委員の人数に比例した点数に変更し行う。